コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　WATTS CO., LTD.

最終更新日：2015年12月4日
株式会社 ワッツ
代表取締役社長 平岡　史生
問合せ先：取締役経営企画室長　森　秀人（連絡先:06-4792-3280）
証券コード：2735
http://www.watts-jp.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に常に対応できる柔軟かつ強固な経営基盤を構築し、永続的な成長が可能な企業経営を目指しております。とくにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、経営内容の透明性、公平性、意思決定のスピードを高めることを重視しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,284,800	9.20
有限会社　トリオ	1,255,600	9.00
平岡　滿子	765,750	5.49
大阪中小企業投資育成　株式会社	648,000	4.64
有限会社　アカリ	562,000	4.03
株式会社　カシオペア	540,000	3.87
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	448,800	3.22
平岡　史生	410,790	2.94
衣笠　敦夫	395,700	2.83
ワッツ従業員持株会	395,000	2.83

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
土井　義隆	他の会社の出身者											
酒谷　佳弘	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土井　義隆	○	○	―――	企業の管理部門における長年の業務経験を有しており、その豊富な経験や見識を活かし、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 なお、当社との利害関係は一切ありません。
酒谷　佳弘	○	○	―――	公認会計士の資格を有していることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。 なお、当社との利害関係は一切ありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、監査等委員会がこれを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を監査補助者として置くこととしております。なお、監査補助者は、監査等委員会から指示命令を受けたときは、当該案件に関して当社取締役及び他の使用人の指示命令は受けないこととしております。これらは、当社「監査等委員会監査等基準」に定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的である適法性の確保、法令順守機能の強化及び内部統制の有効性の評価を行うため、社長直轄の内部監査室を設置（内部監査室長代理を含め3名）し、内部監査室長代理は社内監査について、都度社長に報告するとともに、適時、取締役会への報告を行っております。なお、内部監査室は、監査等委員会と適宜意見交換を行い、連携を図っております。
会計監査につきましては、仰星監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、監査方針や問題点等について種々の意見交換を行い、連携を取り合っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬、賞与とも業績に連動して行っております。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役7名　報酬等の総額：166,922千円（うち基本報酬158,322千円、役員退職慰労引当金繰入額8,600千円）
・監査役（社外監査役を除く。）2名　報酬等の総額：4,865千円（うち基本報酬4,500千円、役員退職慰労引当金繰入額166千円、役員退職慰労金199千円）
・社外役員3名　報酬等の総額：13,538千円（うち、基本報酬12,250千円、役員退職慰労引当金繰入額1,164千円、役員退職慰労金124千円）

※2015年8月期（監査等委員会設置会社移行前）の実績であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、株主総会において定められた報酬総額の限度内において、役員報酬に関する規程に定める基準額に業績等加算額を加算して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社の社外取締役は、現在のところ全てのものが監査等委員であります。経理課より定例会議資料（毎月）の事前送付を行うなど、管理部または内部監査室を通じて、各種連絡、情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 当社取締役会は、迅速な意思決定とそれに基づく機動的な業務執行を実現するため、当社業務に精通した取締役10名（監査等委員でない取締役7名及び社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名）により構成されております。取締役会は毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行について各取締役が相互監督をして牽制しあっております。加えて、原則週一回経営会議を開催し、重要事項の立案、調査、検討及び実施結果の把握等を行うとともに、各取締役の業務執行状況の相互確認を行っております。

(2) 監査等委員会は、3名（うち1名は常勤、2名は社外）で構成されており、月1回を原則として必要に応じて開催しております。取締役会のほか、経営会議にも出席してその内容を監視・確認するなどしながら、監査等委員でない取締役の業務執行につき、厳正な適法性及び妥当性監査を実施しております。

(3) 会計監査については、仰星監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。また、内部統制の整備についてのアドバイスを受けております。前期、当社の会計監査を担当した公認会計士は、次のとおりであります。
代表社員　業務執行社員　公認会計士　高谷　晋介
業務執行社員　公認会計士　俣野　朋子
監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社を採用しております。
構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能がこれまで以上に高まり、コーポレートガバナンスの更なる充実につながると判断したためです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社決算期は比較的集中しにくい8月であることもあり、株主総会の開催日につきましては、他社を意識せず、独自の判断で設定しております。
その他	第15回定時株主総会より、株主様により深く当社のことを知っていただくことを目的として、総会終了後に会社説明会を実施しております。また、株主様と当社取締役や経営幹部との対話の場として、あわせて懇談会を開催しております。当該取組みは、総会を行う大阪だけでなく、東京においても実施しており、開催場所を主要駅近くのホテルやイベントホールにするなど、より多くの株主様に出席いただける環境を実現できるよう心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	最近3年間の個人投資家向け会社説明会実施状況は次のとおりであります。 ・2012年9月～2013年8月　大阪にて計2回 ・2013年9月～2014年8月　東京・大阪にて計3回 ・2014年9月～2015年8月　東京・大阪にて計3回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第二四半期及び本決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。あわせてone on oneミーティングも実施しております。 また、決算期に関わらず、アナリスト・機関投資家の要請に随時ご対応し、電話会議なども利用して積極的にミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外においても、第二四半期及び本決算発表後、one on oneミーティングを実施しております。また、国内と同様に、アナリスト・機関投資家の要請に随時ご対応し、電話会議なども利用して積極的にミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには、適時開示情報はもちろん、決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・四半期報告書・株主通信・株主総会招集通知・アナリストレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については原則として代表取締役社長がその任にあたりますが、情報取扱責任者である取締役経営企画室長を統括者として任命し、株主、投資家及びアナリストとの個別面談を始めとする各種IR活動に、関係各部門と連携しながら対応しております。	
その他	株主、投資家およびアナリストとの面談等を通じて得られた情報は、経営会議、取締役会等で、他の役員宛適宜フィードバックを行っております。 また、当社では、決算情報の漏洩防止と公平性を確保するため、原則として各四半期決算期日の翌日から各決算発表日までをサイレント期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。情報開示に際しては、関連法規や社内規程を遵守しつつ、インサイダー取引の未然防止に留意しつつ管理しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様へは当社に関する情報をきめ細かくお知らせするように、ホームページのIR情報を充実することを通して、努めております。
その他	株主様とは、機関投資家については決算説明会や個別ミーティング、個人投資家についてはIRセミナーや株主懇談会などで意見交換を行っております。取引先様とは、日々の個別面談だけでなく、年次報告会を開催して事業の概況や業績等についてご説明の機会を設けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針」を、次のとおり定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定し、周知徹底を図る。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報規程」を制定し、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。また、当社の内部監査室においては、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社各社の内部監査を行い、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項がある場合は、当社代表取締役の承認を得て、改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「会議規程」に基づき毎月1回取締役会を開催する。また、適時開催の当社経営会議においては、情報・意見交換を促進、効率的な職務の執行に努める。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、当社取締役会でリスクの検討・抽出を行い、損失発生の事前防止に努める。また、必要に応じて研修を行い、「各種規程」「マニュアル」の周知徹底を図る。

(4) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役会は、子会社を含めた全部門での業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点につき関係部門等に指示を出す。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。当社監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して当社取締役及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。また、そのことを合わせて当社「監査等委員会監査等基準」に定める。

(7) 当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人は、以下の事項を当社監査等委員会に報告する。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・内部監査の実施状況
- ・内部通報の状況
- ・不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為
- ・重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・その他重要な事項

及びこれらの報告を行った当該使用人がそのことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定める。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生じるすべての費用を負担する。また、そのことを合わせて当社「監査等委員会規則」に定める。

(9) その他当社の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知る為に、当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席する。また、各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求める。その他、当社監査等委員会は会計監査人及び当社内部監査室との情報交換に努め、当社及び子会社各社の監査の実効性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、次の事項を基本方針とし、反社会的勢力との関係を一切持たないための態勢の整備に取り組んでいます。

(1) 当社グループは、社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点から反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断します。

(2) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として毅然とした姿勢で対応し、これを拒絶します。

(3) 当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、買収防衛策は導入しておりませんが、定款で対応できる内容を含め、当社にあった最適対応について社会経済状況等を見ながら検討しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会及び取締役会決議を経た決定事案、決算情報並びに当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、東京証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否をすみやかに判断し、社長の承認を得て開示を指示します。

開示文書の作成と開示作業等の実務は情報取扱責任者が責任を負い、情報取扱責任者の承認を得て、TDnetで電子開示および報道機関への公表を行います。あわせて、当社IRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

